

## 新しいルールが始まります



自転車いるから  
スピード落とそう

車が来たから  
左に寄ろう



自転車の右側を通過する車両は自転車との間隔に応じて、安全な速度で進行しなければ、**歩行者等側方安全通過義務違反**。  
〔道路交通法第18条第3項  
令和8年4月1日から施行〕

車両が自転車の右側を通過する際、自転車はできるだけ道路の左に寄って通行しないと、**被側方通過車義務違反**。  
〔道路交通法第18条第4項  
令和8年4月1日から施行〕

狭い道で追い抜くとき、追い抜かれるときは「距離をとる」  
「速度を落とす」など、お互いを思いやる運転を  
～たくさんの笑顔が走る 首都東京～

